

第 1 回コアメンバー会議録

本人氏名 ○○ A

記録者氏名 ○○ ○○

会議日時：R6年 5月 22日 16時 30分～ 17時 30分

出席者	包括職員C、D、Eセンター長 市担当者、係長、課長			
虐待事実の判断 ※疑いの場合は事実確認の継続必須 ※一時的解消の場合 は再発可能性に留意	1. 身体的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い（ ） ☐ 一時的解消（ ） ☐ 解消（ ） ☐ 無（ ） ☐ 不明（ ）		
	具体的内容と判断根拠	帳票等（ ）参照		
	2. 放棄・放任	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い（ ） ☐ 一時的解消（ ） ☐ 解消（ ） ☐ 無（ ） ☐ 不明（ ）		
	具体的内容と判断根拠	帳票等（ ）参照		
	3. 心理的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い（ ） ☐ 一時的解消（ ） ☐ 解消（ ） ☐ 無（ ） ☐ 不明（ ）		
	具体的内容と判断根拠	帳票等（ ）参照		
	4. 性的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い（ ） ☐ 一時的解消（ ） ☐ 解消（ ） ☐ 無（ ） ☐ 不明（ ）		
	具体的内容と判断根拠	帳票等（ ）参照		
5. 経済的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い（ ） ☐ 一時的解消（ ） ☐ 解消（ ） ☐ 無（ ） ☐ 不明（ ）			
具体的内容と判断根拠	帳票等（ ）参照			
深刻度区分※注1 ※「深刻度指標」＝ 「被虐待高齢者が虐待 によって被害を受けた 程度」	☐ 4. 最重度 生命・身体・生活の 危機的状況	☒ 3. 重度 重大な健康被害が生じて いる、生活の継続に重大 な支障が生じている	☐ 2. 中度 虐待が繰り返されている、 心身への被害・影響や生活 に支障が出ている状態	
☐ 1. 軽度 本人意思を無視した行為や介護者の都合に合 わせたケアが行われている、軽度の被害・影響 が生じている状態				
本人の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				
養護者の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				
その他家族・後見人 等の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認				
背景要因	高齢者本人の因子	☐ 不明 ☐ 未確認	関係性・世帯の因子	☐ 不明 ☐ 未確認
	体調が悪くなり、家事ができなくなったことから、自分で自分のケアをすることができない状態となった。		もともとは、AがBをケアする関係性。今は、BもAのケアをしようとしている状態。	
	養護者・親族の因子	☐ 不明 ☐ 未確認	地域・支援者側の因子	☐ 不明 ☐ 未確認
	体調不良のAがBに教えることができないため、母のケアをうまくすることができない。失禁や食べこぼしには「お仕置き」が必要と思っていた。		自治会、民生委員、隣人とも関わりなし。	
強み・ストレン グス	高齢者本人の強み	☐ 不明 ☐ 未確認	関係性・世帯の強み	☐ 不明 ☐ 未確認
	Bのケアを一人で続けてきた。「近所に迷惑をかけてはいけない」と近隣を気遣うことができる。医師の提案、サービス利用を受け入れることができる。		もともとは、AがBをケアする関係性。今は、BもAのケアをしようとしている状態。	
	養護者・親族の強み	☐ 不明 ☐ 未確認	地域・支援者側の強み	☐ 不明 ☐ 未確認
	母であるAの言いつけを守ろうという思いがある。Aに元気になってもらいたいと思っている。他者との新しい関わりを受け入れることができる。		自治会長から、心配の声があがってきた。見守り隊がある。	
パターン（行動・思考・問題解決方法等） ☐ 不明 ☐ 未確認	B のしてはいけないことをしたときは、「お仕置き」が有効という思考。 A の「近隣に迷惑をかけてはいけない」という思い。			
緊急性の判断（緊急対応の必要な状況の確認）※共通の指標（リスクアセスメントシート）等帳票を用いている場合は、その帳票を参照 緊急性 ☐ 高い（「緊急分離・保護」実施） ☐ 低い（「分離・保護」検討） ☐ 不明（定期的な状況確認等）				
帳票等（ ）参照				

支援内容（ ）内には具体的内容を記入		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	☐ 警察への連絡・相談（ ☐ 被害相談 ☐ 告発 ☐ その他） ☐ 立入調査（法 11 条） ☐ 警察への援助要請（法 12 条） ☐ 高齢者の保護・分離 ☐ 措置入所（ ） ☐ 緊急一時保護（ ） ☐ 養護委託（ ） ☐ 契約入所（契約支援者・代筆者等） ☐ その他（ ） ☐ 在宅サービス措置（ ） ☐ 面会制限（ ☐ 法 13 条 ☐ その他） ☐ 高齢者・養護者の受診支援（入院支援・レスパイト入院） ☐ 生活保護の医療扶助単給 ☐ 介護保険制度 要介護認定申請（申請日 / ） ☐ 財産保全 ☐ 金融機関への紛失届 ☐ 年金振込先の変更 ☐ 金融機関への協力の打診 ☐ 日常生活自立支援事業利用 ☐ その他（ ） ☐ ライフラインの確保 ☐ その他（ ）		
成年後見人等申立	☐ 選任済 ☐ 申立中 ☐ 必要 ☐ 申立要検討（ ☐ 審判前の財産保全処分）		
	☐ 後見人等の有無を調査		
各種支援	☐ 虐待の事実の確認の継続（虐待事実の判断「有」としている場合も含む） ☐ 本人のアセスメント（情報収集や支援の必要性の分析） ☐ 判断能力程度確認 ☐ 意思意向の確認 ☐ 意思決定支援（ガイドラインの活用、チーム支援、意思決定支援会議等） ☐ その他（ ） ☐ 養護者のアセスメント（情報収集や支援の必要性の分析） ☐ 支援の必要性の確認 ☐ 虐待行為についての告知・意識づけ ☐ 意思意向の確認 ☐ その他（ ） ☐ その他関係機関からの情報収集（ ） ☐ 関係部署・機関への協力要請 ☐ 警察 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 障害福祉 ☐ 保健所・保健センター ☐ 自殺予防所管 ☐ 医療機関 ☐ 認知症疾患医療センター ☐ 若年性認知症総合支援センター ☐ 精神保健福祉センター ☐ 発達障害者支援センター ☐ 生活保護 ☐ 生活困窮者支援 ☐ 成年後見制度推進機関／中核機関 ☐ その他（ ） ☐ 各種制度利用手続き支援等（ ） ☐ 在宅サービス導入・調整支援（ ） ☐ 専門医紹介・医療導入支援（ ） ☐ その他（ ）		
その他	☐ その他（ ）		
☐ 具体的な支援内容 ☐ 計画期間 ☐ 次回の会議の予定 ☐ 連絡体制（情報集約先） ☐ 注意事項		☐ 上記以外にはなし	

（公財）東京都福祉保健財団 東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター作成（令和 6 年 6 月版）

※注 i 令和 2 年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業報告書」に基づく

本人氏名 OO A

記録者氏名 OO OO

会議日時：R6年 5月 22日 16時 30分～ 17時 30分

出席者	包括職員C、D、Eセンター長 市担当者、係長、課長				
虐待事実の判断 ※疑いの場合は事実確認の継続必須 ※一時的解消の場合には再発可能性に留意	1. 身体的虐待	☒ 有(判断日 5/22) ☐ 疑い() ☐ 一時的解消() ☐ 解消() ☐ 無() ☐ 不明()			
	具体的内容と判断根拠	包括職員が内出血斑を目視、Bが「お仕置き」としてAをつねっていることを話す		帳票等() 参照	
	2. 放棄・放任	☒ 有(判断日 5/22) ☐ 疑い() ☐ 一時的解消() ☐ 解消() ☐ 無() ☐ 不明()			
	具体的内容と判断根拠	包括職員がゴミ袋・生ごみ・惣菜パックが袋のままが溜まっている室内を現認。		帳票等() 参照	
	3. 心理的虐待	☒ 有(判断日 5/22) ☐ 疑い() ☐ 一時的解消() ☐ 解消() ☐ 無() ☐ 不明()			
	具体的内容と判断根拠	包括職員がBからAへ「ママ!ダメでしょ!いい加減にしないでよ!」と大きな声を出しているところを実聞。		帳票等() 参照	
	4. 性的虐待	☐ 有(判断日) ☐ 疑い() ☐ 一時的解消() ☐ 解消() ☐ 無() ☒ 不明()			
	具体的内容と判断根拠			帳票等() 参照	
5. 経済的虐待	☐ 有(判断日) ☐ 疑い() ☐ 一時的解消() ☐ 解消() ☐ 無() ☒ 不明()				
具体的内容と判断根拠			帳票等() 参照		
深刻度区分※注1 ※「深刻度指標」＝ 「被虐待高齢者が虐待によって被害を受けた程度」	☐ 4. 最重度 生命・身体・生活の 危機的状況	☒ 3. 重度 重大な健康被害が生じて いる、生活の継続に重大 な支障が生じている	☐ 2. 中度 虐待が繰り返されている、 心身への被害・影響や生活 に支障が出ている状態	☐ 1. 軽度 本人意思を無視した行為や介護者の都合に合 わせたケアが行われている、軽度の被害・影響 が生じている状態	
本人の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認	「Bを一人にしておけない」「帰りたい」「Bがご近所に迷惑をかけないように、私がしっかりしていきたい」「Bのために早く元気にならなくては」				
養護者の意見・希望 ☐ 不明 ☐ 未確認	「ママ、早く元気になってほしい」「わからないことばかり」「叱られるのやだ」				
その他家族・後見人 等の意見・希望 ☐ 不明 ☒ 未確認	他親族がいるかどうか、未確認				
背景要因	高齢者本人の因子	☐ 不明 ☐ 未確認		関係性・世帯の因子	☐ 不明 ☐ 未確認
	体調が悪くなり、家事ができなくなったことから、自分で自分のケアをすることができない状態となった。			もともとは、AがBをケアする関係性。今は、BもAのケアをしようとしている状態。	
	養護者・親族の因子	☐ 不明 ☐ 未確認		地域・支援者側の因子	☐ 不明 ☐ 未確認
強み・ストレングス	高齢者本人の強み	☐ 不明 ☐ 未確認		関係性・世帯の強み	☐ 不明 ☐ 未確認
	Bのケアを一人で続けてきた。「近所に迷惑をかけてはいけない」と近隣を気遣うことができる。医師の提案、サービス利用を受け入れることができる。			もともとは、AがBをケアする関係性。今は、BもAのケアをしようとしている状態。	
	養護者・親族の強み	☐ 不明 ☐ 未確認		地域・支援者側の強み	☐ 不明 ☐ 未確認
	母であるAの言いつけを守ろうという思いがある。Aに元気になってもらいたいと思っている。他者との新しい関わりを受け入れることができる。			自治会長から、心配の声があがってきた。見守り隊がある。	
パターン(行動・思考・問題解決方法等) ☐ 不明 ☐ 未確認	Bのしてはいけないことをしたときは、「お仕置き」が有効という思考。 Aの「近隣に迷惑をかけてはいけない」という思い。				
緊急性の判断(緊急対応の必要な状況の確認) ※共通の指標(リスクアセスメントシート)等帳票を用いている場合は、その帳票を参照 緊急性 ☐ 高い(「緊急分離・保護」実施) ☒ 低い(「分離・保護」検討) ☐ 不明(定期的な状況確認等)					
今回の支援体制で栄養状態が改善するかどうかの確認を定期的に行い、改善しない場合には、分離・保護を検討する。 Aを分離する場合、Bが一人では生活できない可能性も考えられることから、Bの緊急保護の必要性や方法についても、情報収集を行う。					
帳票等() 参照					

支援内容（ ）内には具体的内容を記入		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	☐警察への連絡・相談（☐被害相談 ☐告発 ☐その他） ☐立入調査（法 11 条） ☐警察への援助要請（法 12 条） ☐高齢者の保護・分離 ☐措置入所（ ） ☐緊急一時保護（ ） ☐養護委託（ ） ☐契約入所（契約支援者・代筆者等 ） ☐その他（ ） ☐在宅サービス措置（ ） ☐面会制限（☐法 13 条 ☐その他 ） ☒高齢者・養護者の受診支援（入院支援・レスパイト入院） ☐生活保護の医療扶助単給 ☒介護保険制度 要介護認定申請（申請日 / ） ☐財産保全 ☐金融機関への紛失届 ☐年金振込先の変更 ☐金融機関への協力の打診 ☐日常生活自立支援事業利用 ☐その他（ ） ☐ライフラインの確保 ☒その他（ 自宅環境の整備 ）		